

高槻市入札調査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事等及び物品、業務委託等に係る入札の適正を期し、入札談合等に関する情報に対して的確な対応を行うために設置する入札調査委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入札調査委員会は、次の各号に定める入札に応じ、当該各号に定める委員会等に設置する。

- (1) 建設工事等に係る入札 建設工事等の発注を承認した委員会等
- (2) 物品、業務委託等に係る入札 物品、業務委託等の発注を承認した委員会等

(構成)

第3条 入札調査委員会は、前条各号に掲げる委員会等（以下「委員会」という。）の委員をもって構成する。

- 2 入札調査委員会に委員長を置き、委員会の長をもってあてる。
- 3 入札調査委員会に必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、建設工事等又は物品、業務委託等に係る入札の実施にあたり、入札談合に関する情報が寄せられるなど入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合において、必要に応じて入札調査委員会を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、当該委員会を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議にかえることができるものとする。

(調査審議事項)

第4条 入札調査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 入札談合に関する情報があった場合における当該情報の信憑性及び対応
- (2) 入札談合など不正な行為に関与しているものの有無
- (3) 入札の執行の是非
- (4) 公正取引委員会など関係機関への通報及び情報提供
- (5) その他公正な入札を執行するために必要な事項

(事情聴取等の実施)

第5条 入札調査委員会は、前条の調査審議において必要があると認めるときは、当該入札に係るものに対して事情聴取を実施するとともに、書面等の提出を求めるものとする。

(事務局)

第6条 入札調査委員会の事務局は、委員会を所管する所属に置く。

(準用)

第7条 委員会を設置することなく建設工事等又は物品、業務委託等に係る入札を実施する場合には、当該入札に係る決裁権者が所属する部において協議し、入札調査委員会を設置するものとする。

2 前項の入札調査委員会を設置した場合においては、第3条から第5条までの規定に準じて対応するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、入札調査委員会の委員長が入札調査委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。